

R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務実施要項(案)並びに仕様書(案)に

関する意見募集結果と今後の予定

1. ご意見募集結果について

国土交通省関東地方整備局では、令和6年度より関東管内行政情報システムの運営管理業務について、民間競争入札により業務委託を実施する予定としております。

このたび、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号以下「法」という。)に基づき、「公共サービス改革基本方針」(令和4年7月5日閣議決定)において民間競争入札の対象として選定された「関東管内行政情報システム運営管理業務」について、公共サービス改革基本方針に従って、R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務の実施要項(以下「実施要項」という。)並びにR6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)を定めるにあたり、現在検討を行っている実施要項(案)並びに仕様書(案)について、広く国民の皆様からのご意見を伺うため、令和5年7月28日(金)から令和5年8月28日(月)までご意見の募集をいたしました。

今回、皆様からお寄せいただいたご意見とこれに対する回答について、別添のとおりまとめましたのでご報告いたします。

ご意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様へ御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、その他本実施要項策定に係る諸情報につきましては、https://www.soumugo.jp/main_soski/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/index.htmlをご参照ください。

2. 今後の主な予定

令和6年1月下旬頃 入札公示:官報公示

令和6年6月頃 契約締結

3. ご意見募集結果の公表に関する問合せ先

国土交通省関東地方整備局 総務部 契約課 購買第一係

電話:048-601-3151(内線:2536)

※ご意見募集結果の公表に関するお問い合わせは、9時30分から17時00分土曜日、日曜日、祭日を除くまでの間に受け付けております。

「R6-10関東管内行政情報システム運営管理業務実施要項(案)・仕様書(案)」に対する意見募集への回答

意見募集期間: 令和5年7月28日～令和5年8月28日

| 項 | 資料名 | 頁番号 | 項目 | 意見等 | 回答 | 修正有無 | 修正内容 |
|---|---------------------------------|-----|---|---|--|------|------|
| 1 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 28 | <p>第56条 オペレーション業務 オペレーション業務に従事する担当技術者は本局に常駐し、以下の業務を行う。</p> <p>1. サーバ基本オペレーション(56条全部)</p> <p>(1) サーバ起動及び停止 手動又は遠隔操作により、サーバの起動、停止及び再起動操作を行う。</p> <p>(2) バックアップ及びリストア 管理対象サーバにおいて、全体バックアップ又は差分(増分)バックアップ設定が成され、稼動していることを稼働状況管理又は統合管理システム運営業務にて確認すること。なお、構成上バックアップを実施できないサーバについては監督職員と協議しバックアップ対象から除外する。</p> <p>1) 自動運転及びスケジュール運転の設定 2) 手動データバックアップ及びシステムバックアップ ・バックアップスケジュールの作成・設定 ・定期再起動の検討及び設定 3) 手動によるデータリストア</p> | <p>単体のADでなく、行政用新Microsoft365のcopilotシステムを活用してサブスクリプションモデルで予算軽減可能です。</p> | <p>本業務はシステム改良では無く、システムの運営管理を行う業務となります。基本的に現行システムの運営管理を行ってもらうことを想定しております。</p> | 無 | |
| 2 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 51 | <p>別紙-6 AD分離のシステムでバックアップで脆弱や機能停止の可能性</p> | <p>PC貸借 → アプリケーション向上・監視機能のレベルアップへ</p> | <p>本業務はシステム改良では無く、システムの運営管理を行う業務となります。基本的に現行システムの運営管理を行ってもらうことを想定しております。</p> | 無 | |

| 項 | 資料名 | 頁番号 | 項目 | 意見等 | 回答 | 修正有無 | 修正内容 |
|---|----------------------------------|-----|--|--|--|------|------|
| 3 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務の実施要項（案） | 17 | 2(4)1)障害対応レベル 緊急時(行政情報システム障害時及び災害対応時等)には、監督職員の指示により速やかに本局に参集し、参集後1時間以内に障害原因の一次切り分け等を行い、監督職員へ報告すること。 | 仕様書案の第43条では、「夜間・閉庁時においても、監督職員の参集指示後概ね2時間で、本局にて障害対応等に着手できる体制を確保すること。」と記載されておりますが、監督職員の参集指示後、2時間で参集してその後1時間以内で一次切り分け等を行うという理解でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 | 無 | |
| 4 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務の実施要項（案） | 40 | 別紙2 業務区分表 V サービスデスク業務 ① サービスデスクの設置 ② 障害エスカレーション ③ ユーザーサポート ④ ソフトウェアインストール ⑤ ソフトウェア稼働検証 ⑥ モバイルPC、VPN接続、テレワークPCの設定 ⑦ 事業系・防災系台帳整理 | 現状A以外の業者に「○」と記載されておりますが、サービスデスク業務は本調達の範囲外ということでしょうか。もしくは誤記載でしょうか。 | 現行業者はサービスデスク業務を下請負しております。業務としては調達の範囲となります。 | 無 | |

| 項 | 資料名 | 頁番号 | 項目 | 意見等 | 回答 | 修正有無 | 修正内容 |
|---|---------------------------------|-----|--|--|---|------|------|
| 5 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書（案） | 5 | 第7条 作業実施体制 遠隔対応などで現場管理責任者以外の技術者・担当者を常駐させないことができる。 | 以下の3点の理由により、本記載内容の削除を検討願います。 ①別紙-8のサーバー一覧表のサーバはオンプレミスの環境との認識での意見といたします。 リモート対応が前提のクラウドサーバとは違い、現地での対応が必要となるオンプレミスのサーバ環境では、技術者・担当者を常駐させないことで対応の遅延を招く可能性があると思われま。現場管理責任者以外の技術者・担当者を常駐させないで対応することは、現実的ではないと考えます。 ②遠隔対応などと記載されておりますが、貴局のリモート接続設備などを貸与いただけるのでしょうか。リモート接続設備の障害等で遠隔対応ができない場合に、技術者・担当者を常駐させないことで対応の遅延を招く可能性があると思われま。責任分界点が不明確になる懸念があります。 ③第42条 時間外対応において、「常駐担当者が履行時間内の作業が困難なものや履行時間を超えて対応を行う必要が生じた場合は、監督職員と事前協議のうえ、時間外対応を行うものとする。」との記載がありますが、災害や機器の障害等で、緊急で時間外作業が発生した場合に、現場管理責任者以外の技術者・担当者が遠隔対応の際には時間外対応ができない可能性があることが想定されます。 | ①本条件は「常駐させないことができる」であり、「常駐させない」ではありません。請負者において、常駐技術者を配置することを否定するものではありません。業務内容を踏まえて、常駐・非常駐の判断をお願いします。 ②リモート接続設備の設置は、基本請負者において準備することを想定しておりますが、実施にあたって協議をお願いします。 ③本条件は「常駐させないことができる」であり、「常駐させない」ではありません。請負者において、常駐技術者を配置することを否定するものではありません。業務内容を踏まえて、常駐・非常駐の判断をお願いします。 | 無 | |
| 6 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書（案） | 5 | 第7条 作業実施体制 遠隔対応などで現場管理責任者以外の技術者・担当者を常駐させないことができる。 | 遠隔対応に貴局リモート接続設備が利用できない場合には、受注者によるリモート接続設備の構築を行い、貴局の行政情報システムへ接続することを許可する想定をされておりますでしょうか。 | ご認識のとおりです。 | 無 | |
| 7 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書（案） | 5 | 第7条 作業実施体制 遠隔対応などで現場管理責任者以外の技術者・担当者を常駐させないことができる。 | 現場管理責任者が関わる業務以外はすべて遠隔対応で業務を実行してもよいということでしょうか、もしくはセキュリティ上、対応レベルの観点等から常駐での作業が必須の業務があるのでしょうか。 サービスデスク業務などは、電話対応、ユーザ支援などを行うことから、常駐での対応が必須になると理解しております。 つきましては、遠隔対応が可能、不可能な業務について仕様書に明示願います。 | 本条件は「常駐させないことができる」であり、「常駐させない」ではありません。請負者において、個々の業務内容から常駐・非常駐の判断をお願いします。 | 無 | |

| 項 | 資料名 | 頁番号 | 項目 | 意見等 | 回答 | 修正有無 | 修正内容 |
|----|---------------------------------|-----|---|---|--|------|------|
| 8 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 10 | 第20条 セキュリティポリシー等の遵守 受注者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。 | 統一基準群の改定については、貴局より情報提供をいただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 統一基準群については、内閣サイバーセキュリティセンターで公開されているので、請負者において確認を御願います。 | 無 | |
| 9 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 12 | 第27条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 | 損害賠償額について賠償額の上限について記述いただく事は可能でしょうか。もしくは、契約書第11条により発注者と受注者の双方において協議して定めるという理解でよろしいでしょうか。 | 契約書第11条により、発注者・受注者双方において協議して定めます。 | 無 | |
| 10 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 20 | 第42条 時間外対応 本業務の実施にあたり、下記の理由、または、受注者の責によらない理由により、常駐担当者が履行時間内の作業が困難なものや履行時間を超えて対応を行う必要が生じた場合は、監督職員と事前協議のうえ、時間外対応を行うものとする。なお、時間外対応時間は、下表を見込むが、当該年度末に精査し、契約変更の対象とする。 | 時間外対応時間は下表を見込むと記載されておりますが下表には「業務発生時に時間を記載」となっており見込みの時間外対応時間の記載がございません。体制を検討する上で時間外対応時間は必要と考えております。つきましては、下表に見込みの時間外対応時間を記載願います。 | 仕様書(案)に記載のとおり、業務発注時に時間外対応見込み時間を記載します。 なお、従来の実績については、実施要項案別紙1(37頁)「従来の実施状況に関する情報の開示」の「5 従来 の時間外対応」を参照ください。 | 無 | |

| 項 | 資料名 | 頁番号 | 項目 | 意見等 | 回答 | 修正有無 | 修正内容 |
|----|---------------------------------|-----|---|---|----------------|------|--|
| 11 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 21 | 第43条 緊急時体制 業務管理責任者、現場管理責任者又は担当技術者のうち少なくとも1名は、関東地方整備局から直線距離で60km以内に居住地をもつ者を配置し、夜間・閉庁時においても、監督職員の参集指示後概ね2時間で、本局にて障害対応等に着手できる体制を確保すること。 | 災害等の緊急時においては、交通機関や道路状況が通常時とは異なるため、以下のように修正願います。 (修正案) 業務管理責任者、現場管理責任者又は担当技術者のうち少なくとも1名は、関東地方整備局から直線距離で60km以内に居住地をもつ者を配置し、災害発生時や夜間・閉庁時等、交通機関や道路状況を問わず、監督職員の参集指示後概ね2時間で、本局にて障害対応等に着手できる体制を確保すること。 | 提案のとおり修正いたします。 | 有 | 受注者は、運営管理期間における緊急時の連絡体制及び参集体制を整え、業務管理責任者、現場管理責任者又は担当技術者のうち少なくとも1名は、関東地方整備局から直線距離で60km以内に居住地をもつ者を配置し、 <u>災害発生時・夜間・閉庁時においても、交通機関の運行状況や道路状況を問わず、監督職員の参集指示後概ね2時間</u> で、本局にて障害対応等に着手できる体制を確保すること。 |
| 12 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 23 | 第47条 SLA(Service Level Agreement) 3. ユーザサポートの満足度調査 3. ユーザサポートの満足度調査 ユーザサポートについて、年に1回の割合でユーザに対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施し、その結果の基準スコア(50点)を維持すること。 ・問い合わせから回答までに要した時間 ・回答又は手順に対する説明の分かりやすさ ・回答又は手順に対する結果の正確性 ・担当者の対応(言葉遣い、親切さ、丁寧さ等) 各質問とも、「満足」(配点100点)、「ほぼ満足」(同80点)、「普通」(同60点)、「やや不満」(同40点)、「不満」(同0点)で採点し、各利用者の4つの回答の平均スコア(100点満点)を算出する。 | ユーザサポートの満足度調査について具体的に対象範囲となるユーザをご教授いただけないでしょうか。別紙9 本局および事務所一般職員の人数約3,700人と考えてよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 | 無 | |

| 項 | 資料名 | 頁番号 | 項目 | 意見等 | 回答 | 修正有無 | 修正内容 |
|----|---------------------------------|-----|---|--|--|------|------|
| 13 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 23 | 第47条 SLA(Service Level Agreement) 3. ユーザサポートの満足度調査 アンケート回収方法はアンケート作成ツールを活用することも可とする。 | アンケート作成ツールを活用することも可すると記載されておりますが、アンケート作成ツールは受注者にて用意するものでしょうか。 | 発注者から、Microsoft Formsを提供することは可能です。受注者においてアンケート作成ツールを準備することも可能です。 | 無 | |
| 14 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 23 | 第47条 SLA (ServiceLevelAgreement) 4.SLA違反に関する事項 受注者が、上記2~4のSLAを違反した場合は、その発生日理由が不可抗力の場合を除き変更契約対象として、発注者と受注者で協議するものとする。 | 上記2~4と記載されておりますが、4は本項になるため、上記2~3の誤りか、本来の4項が抜けていると思われる。修正をお願いいたします。 | 記載を訂正します。 | 有 | 4→3 |
| 15 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 23 | 第47条 SLA(Service Level Agreement) 4.SLA違反に関する事項 受注者が、上記2~4のSLAを違反した場合は、その発生日理由が不可抗力の場合を除き変更契約対象として、発注者と受注者で協議するものとする。 | 変更契約対象として発注者と受注者で協議するものとする。と記載されておりますが、変更契約対象となった場合には具体的にはどのような処置となりますでしょうか。 | 発注者と受注者で協議し、変更契約対象を確定したのち、変更契約を行います。 | 無 | |
| 16 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 27 | 第55条 システム管理業務 1.新規PC導入支援 (2)他部局等取得PC 他部局等取得PC導入時に、マスターディスク納品時に動作検証を行う。 | 他部局等取得PCとは、どのような運用を想定されている機器であるか台数等含めて明記願います。また、本業務における運用管理対象PCとは別である認識でよろしいでしょうか。 | 関東地方整備局行政情報システムに接続するPCを想定しています。新規なので台数は不明です。本業務における運用管理対象PCとは別になります。 | 無 | |

| 項 | 資料名 | 頁番号 | 項目 | 意見等 | 回答 | 修正有無 | 修正内容 |
|----|---------------------------------|-----|---|---|--|------|--|
| 17 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 28 | 第56条 オペレーション業務 2.統合ID管理システム (5)整合性確保ができない場合、データベースの値を修正する。システム上修正できない場合、例外処理として台帳管理を行い監督職員双方と意識合わせし連携を図ること。 | データベースの値を修正すると記載されておりますが、受注者にてデータベースのダンプを調査し、修正箇所、内容、理由を貴局へ報告して承認いただいた上で修正するという理解でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 | 無 | |
| 18 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 28 | 第56条 オペレーション業務 2.統合ID管理システム (7)統合ID管理システムの障害発生時等は、障害要因の調査を行い、監督職員と対応について協議するものとする。 | 障害要因の調査は、統合ID管理システムの設計書、プログラムコードの調査を含むという認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 | 無 | |
| 19 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 31 | 第56条 オペレーション業務 10.セキュリティパッチ配信 (4)災害対策用PC等 常時稼働をしていない災害対策用PC等(本局250台程度、各事務所計1,200台程度)にも必要な都度、最新パッチを適用する。 | 常時稼働をしていないPCについては、電源がOFFだけでなく、棚などに保管していたり、ネットワークに接続されていない状況が想定され、そのようなPCは巡回サポートにてパッチ適用を行う必要があると認識しております。つきましては、第60条巡回サポート業務にも「災害対策用PC等に必要な都度、最新パッチを適用する。」旨の記載をお願いいたします。 | 提案のとおり修正いたします。 また、R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務の実施要項(案)(2)対象業務の内容6)巡回サポート業務③についても同旨で修正いたします。 | 有 | 第60条 巡回サポート業務 3.ソフトウェアインストール等 ソフトウェアインストール申請に基づき、インストール及び環境設定を実施する。なお、インストール作業は現地作業のほか、統合管理システムのリモート接続機能又は必要に応じて証跡管理システムのソフトウェア配信機能を使用することができる。また、 <u>第56条オペレーション業務 10. セキュリティパッチ配信(4)の作業</u> や <u>11. ウィルス対策システム運用(3)の作業</u> を支援すること。 |

| 項 | 資料名 | 頁番号 | 項目 | 意見等 | 回答 | 修正有無 | 修正内容 |
|----|---------------------------------|-----|--|--|--|------|--|
| 20 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 31 | 第56条 オペレーション業務 10.セキュリティパッチ配信 (4)災害対策用PC等 常時稼働をしていない災害対策用PC等(本局250台程度、各事務所計1,200台程度)にも必要な都度、最新パッチを適用する。 | 各事務所の常時稼働をしていない災害対策PC等(1,200台程度)について、必要な都度、最新パッチを適用するとの記載されておりますが、別紙-4の想定PC台数の合計(5218台)に対して災害対策PC(1,200台程度)は約23%にあたり、PC台数が200台以上の事務所では災害対策PCは50台以上になることが想定されま す。セキュリティパッチは毎月更新が必要と理解しており、50台以上の災害対策PCを月1回程度の巡回で全て適用実施するには、巡回数が不足していると考えま す。 つきましては、災害対策PC等のセキュリティ対策を最適に維持するために、事務所の規模に合わせて巡回数の見直しをお願いいたします。 | 履行回数については「第60条記載の業務内容が履行出来れば、監督職員と事前協議のうえ回数を変更出来る。回数が増減する場合は契約変更の対象とする。」としております。 | 無 | |
| 21 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 31 | 第56条 オペレーション業務 11.ウイルス対策システム運用 (3)常時稼働をしていない災害対策用PC等(本局250台程度、各事務所計1,200台程度)にも、必要な都度、最新パターンを適用する。 | 常時稼働をしていないPCについては、電源がOFFだけでなく、棚などに保管していたり、ネットワークに接続されていない状況が想定され、そのようなPCは巡回サポートにてパッチ適用を行う必要があると認識しております。つきましては、第60条巡回サポート業務にも「災害対策用PC等に必要な都度、最新パターンを適用する。」旨の記載をお願いいたします。 | 提案のとおり修正いたします。 また、R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務の実施要項(案)(2)対象業務の内容6)巡回サポート業務③についても同旨で修正いたします。 | 有 | 第60条 巡回サポート業務 3.ソフトウェアインストール等 ソフトウェアインストール申請に基づき、インストール及び環境設定を実施する。なお、インストール作業は現地作業のほか、統合管理システムのリモート接続機能又は必要に応じて証跡管理システムのソフトウェア配信機能を使用することができる。また、 <u>第56条オペレーション業務 10.セキュリティパッチ配信(4)の作業</u> や <u>11.ウイルス対策システム運用(3)の作業</u> を支援すること。 |

| 項 | 資料名 | 頁番号 | 項目 | 意見等 | 回答 | 修正有無 | 修正内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------------------------------|---------|--|--|--|---------|--|----------|-------|---|----|----|----|---|----|---|----|----|----|---|----|---|----|----|----|---|----|--|-----------|---|--|
| 22 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 31 | 第56条 オペレーション業務 11.ウイルス対策システム運用 (3)常時稼働をしていない災害対策用PC等(本局250台程度、各事務所計1,200台程度)にも、必要な都度、最新パターンを適用する。 | 各事務所の常時稼働をしていない災害対策PC等(1,200台程度)について、必要な都度、最新パターンを適用するとの記載があります。別紙-4の想定PC台数の合計(5218台)に対して災害対策PC(1,200台程度)は約23%にあたり、PC台数が200台以上の事務所では災害対策PCは50台以上になることが想定されます。ウイルス対策システムの最新パターンは毎月更新が必要と理解しており、50台以上の災害対策PCを月1回の巡回で全て適用実施するには、巡回数が不足していると考えます。 つきましては、災害対策PC等のセキュリティ対策を最適に維持するために、事務所の規模に合わせて巡回数の見直しをお願いいたします。 | 履行回数については「第60条記載の業務内容が履行出来れば、監督職員と事前協議のうえ回数を変更出来る。回数が増減する場合は契約変更の対象とする。」としております。 | 無 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 45 | 別紙-4 業務履行場所及び履行回数(巡回対象事務所) <table border="1" data-bbox="465 758 728 821"> <thead> <tr> <th>R6年度(回)</th> <th>R7年度(回)</th> <th>R8年度(回)</th> <th>R9年度(回)</th> <th>R10年度(回)</th> <th>合計(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table> | R6年度(回) | R7年度(回) | R8年度(回) | R9年度(回) | R10年度(回) | 合計(回) | 6 | 12 | 12 | 12 | 5 | 47 | 6 | 12 | 12 | 12 | 5 | 47 | 6 | 12 | 12 | 12 | 5 | 47 | R6年度の巡回数について、R6年度は9月～3月までで7ヶ月あるため、6回の事務所については7回の誤りではないでしょうか。 | 記載を訂正します。 | 有 | R6年度(回)6→7 合計(回)47→48 R6年度(回)合計232→256 全体計1656→1680 |
| R6年度(回) | R7年度(回) | R8年度(回) | R9年度(回) | R10年度(回) | 合計(回) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 12 | 12 | 12 | 5 | 47 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 12 | 12 | 12 | 5 | 47 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 12 | 12 | 12 | 5 | 47 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | R6-10 関東管内行政情報システム運営管理業務 仕様書(案) | 45 | 別紙-4 業務履行場所及び履行回数(巡回対象事務所) 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 横浜国道事務所の住所がホームページに記載されている住所と異なります。誤記載でしょうか。 | 記載を訂正します。 併せて横浜営繕事務所の住所も訂正いたします。 | 有 | 横浜国道事務所 横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎4階 横浜営繕事務所 横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎4階 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |